

○地域交通安全活動構造委員等運営要綱

平成2年12月20日  
埼例規第61号・交企  
警察本部長

地域交通安全活動推進委員等運営要綱の制定について（例規通達）

道路交通法の一部を改正する法律（平成2年法律第73号）及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）の施行に伴い、見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成3年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

地域交通安全活動構造委員等運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）並びに埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員の定数)

第2条 法第108条の30の規定により組織された協議会ごとの推進委員の定数は、地域交通安全活動推進委員定数表（別表）のとおりとする。

(委嘱手続)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、地域交通安全活動推進委員推薦書（様式第1号）により、推進委員の推薦を行うものとする。

2 署長は、推進委員の委嘱が行われたときは、地域交通安全活動推進委員カード（様式第2号）を作成し、保管するものとする。

3 署長は、推進委員に欠員が生じたときは、第1項の規定に準じ、速やかに後任者の推薦を行うものとする。

(地域交通安全活動推進委員標章入りカードの貸与等)

第4条 推進委員には、規則別記様式第1号に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）のほか、細則別記様式第35の地域交通安全活動推進委員標章入りカードを貸与するものとする。

2 推進委員がその身分を失ったときは、身分証明書及び地域交通安全活動推進委員標章入りカード（以下「身分証明書等」という。）を返納させなければならない。

3 署長は、推進委員が身分証明書等を盗難され、又は紛失したときは、当該推進委員に直ちに報告をさせるものとし、当該報告を受けた署長は、身分証明書等盗難・紛失報告書（様式第3号）により、速やかに交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）に報告しなければならない。

(解嘱手続)

第5条 署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号のいずれかに該当すると認めるときは、埼玉県公安委員会に対し、地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（様式第4号）により、速やかに当該推進委員の解嘱を上申しなければならない。

2 交通総務課長は、規則第10条に規定する通知を、弁明の機会を与える期日の2週間前までに行うものとする。

3 署長は、推進委員から辞職の願出があったときは、地域交通安全活動推進委員辞職承認上申書（様式第5号）により、交通総務課長を経て速やかに辞職の上申をしなければならない。

(交通総務課長の責務)

第6条 交通総務課長は、推進委員及び協議会の効果的かつ総合的な運営を図るとともに、埼玉県交通安全活動推進センター等関係機関、団体との連絡調整に努めるものとする。

(署長の責務)

第7条 署長は、推進委員の活動実態を的確に掌握するとともに、その活動及び規則第5条に規定する事項に関し必要な指導を行うものとする。

(講習の実施)

第8条 交通総務課長及び署長（以下「交通総務課長等」という。）は、推進委員の委嘱が行われたときは、当該推進委員に対し、必要な知識、技術を習得させるための講習を速やかに行うほか、随時、必要な講習を行うものとする。

(意見の申出の活用)

第9条 交通総務課長等は、細則別記様式第36条の意見申出書を受理したときは、内容を十分に検討し、必要な措置をとるとともに、交通の安全と円滑に関する施策を推進するための資料として活用するよう努めなければならない。

(交通総務課長等による監督)

第10条 交通総務課長等は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該協議会に対し、報告・資料提出要求書（様式第6号）により必要な報告もしくは資料の提出を求め、又は勧告書（様式第7号）により改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（活動区域外への応援派遣）

第11条 署長は、協議会から、他の協議会の推進委員の応援派遣に関する要請を受けたときは、交通総務課長及び関係署長と協議し、措置するものとする。

（報償金）

第12条 推進委員には、別に定めるところにより、報償金を支給する。

実施日

この例規通達は、平成3年1月1日から実施する。

実施日（平成3年3月29日埼例規第22号・務）

この例規通達は、平成3年4月1日から実施する。

実施日（平成5年12月20日埼例規第69号・務）

この例規通達は、平成6年1月1日から実施する。

実施日（平成6年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日（平成8年3月29日埼例規第24号・務）

この例規通達は、平成8年4月1日から実施する。

実施日（平成10年3月31日埼例規第26号・交企・交指・免・教育）

この例規通達は、平成10年4月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成14年7月10日文第268号）

この通達は、平成14年7月10日から実施する。

実施日（平成14年11月29日務第2183号）

この通達は、平成14年12月1日から実施する。

実施日（平成15年3月17日務第538号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成17年1月25日務第130号）

この通達は、平成17年2月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和5年3月17日交総第269号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

実施日（令和6年9月2日交総第591号）

この通達は、令和6年9月2日から実施する。

## 別表

## 地域交通安全活動推進委員の活動区域及び定数

区 分	管轄警察署	定 数	活 動 区 域
浦 和 地 区	浦 和 警 察 署	27	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年埼玉県条例第27号）別表に規定する当該警察署の管轄区域。
浦和東地区	浦和東警察署	11	
浦和西地区	浦和西警察署	16	
大 宮 地 区	大 宮 警 察 署	28	
大宮東地区	大宮東警察署	14	
大宮西地区	大宮西警察署	14	
蕨 地 区	蕨 警 察 署	20	
川 口 地 区	川 口 警 察 署	38	
武 南 地 区	武 南 警 察 署	20	
朝 霞 地 区	朝 霞 警 察 署	26	
新 座 地 区	新 座 警 察 署	14	
草 加 地 区	草 加 警 察 署	30	
上 尾 地 区	上 尾 警 察 署	28	
鴻 巣 地 区	鴻 巣 警 察 署	18	
川 越 地 区	川 越 警 察 署	29	
東入間地区	東入間警察署	22	
所 沢 地 区	所 沢 警 察 署	27	
狭 山 地 区	狭 山 警 察 署	26	
西入間地区	西入間警察署	24	
飯 能 地 区	飯 能 警 察 署	14	
東松山地区	東松山警察署	16	
小 川 地 区	小 川 警 察 署	10	
秩 父 地 区	秩 父 警 察 署	16	
小鹿野地区	小鹿野警察署	6	
本 庄 地 区	本 庄 警 察 署	12	
児 玉 地 区	児 玉 警 察 署	8	
熊 谷 地 区	熊 谷 警 察 署	24	
深 谷 地 区	深 谷 警 察 署	14	
寄 居 地 区	寄 居 警 察 署	8	
行 田 地 区	行 田 警 察 署	10	
羽 生 地 区	羽 生 警 察 署	7	
加 須 地 区	加 須 警 察 署	12	
岩 槻 地 区	岩 槻 警 察 署	17	
春日部地区	春日部警察署	22	
越 谷 地 区	越 谷 警 察 署	30	
久 喜 地 区	久 喜 警 察 署	18	
幸 手 地 区	幸 手 警 察 署	10	
杉 戸 地 区	杉 戸 警 察 署	10	
吉 川 地 区	吉 川 警 察 署	20	
合 計		716人	



第 号  
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

警 察 署 長

地域交通安全活動推進委員推薦書

次の者を地域交通安全活動推進委員として推薦します。

推 薦 順 位			
ふ り が な 氏 名			
生 年 月 日 ( 歳)			
職 業 (役 職)			
本 籍 住 所			
家 族 の 状 況			
経 歴 の 概 要 (ボ ランティアとしての 活動歴を含む。)			
推 薦 の 理 由 (関 係団体からの推薦等 推進委員として適当 と認められる理由を 記載する。)			
交 通 事 故 歴 及 び 交 通 違 反 歴			
健 康 状 態			
備 考			

第 号

令和 年 月 日

交通部交通総務課長 殿

警察署長

身分証明書等盗難・紛失報告書

事案名			
関係推進委員 住所、氏名 生年月日、職業			
委嘱年月日	年 月 日	経験年数	年 月
事案の概要			
講じた措置			
備考			

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

第 号  
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

地域交通安全活動推進委員解嘱上申書

道路交通法第108条の29第5項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員の解嘱を上申します。

記

被 解 嘱 者 氏 名 年 齢	
解 嘱 事 由	
そ の 他	

様式第5号 (第5条関係)

第 号 年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿	
警察署長	
地域交通安全活動推進委員辞職承認上申書	
次のとおり、地域交通安全活動推進委員から辞職の願出があったので、辞職承認の上申をいたします。	
推 進 委 員	住 所 氏 名 生年月日
辞 職 理 由	
備 考	

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_地区地域交通安全活動推進委員協議会  
会 長 殿

埼玉県公安委員会

報告・資料提出要求書

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第  
14条の規定に基づき、次のとおり 報 告  
資料の提出 を求めます。

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める資料

3 期限

年 月 日まで

公委第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_地区地域交通安全活動推進委員協議会  
会 長 殿

埼玉県公安委員会

勸 告 書

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第15条の規定に基づき、次のとおり勸告します。

記

1 改善すべき事項

2 理由

3 改善の実施期限

年 月 日まで